

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 大和ハウス工業株式会社
住所： 大阪府大阪市北区梅田3-3-5
2. 指名停止措置期間： 自 令和4年1月7日 3ヶ月
至 令和4年4月6日

3. 事実概要

大和ハウス工業株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、同法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同項本文に該当するとして、令和3年11月17日、近畿地方整備局長より、22日間の営業停止処分及び指示処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 佐野 英治
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564